平成２２年（フ）第１６０１号
神戸市垂水区高丸７丁目５番８―231号
債務者　児玉　剛和
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６０２号
神戸市中央区海岸通５丁目２番20―1003号、従前の住所札幌市中央区宮ヶ丘１丁目２番１―602号
債務者　富樫　　勇
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６０３号
神戸市中央区海岸通５丁目２番20―1003号、従前の住所札幌市中央区宮ヶ丘１丁目２番１―602号
債務者　富樫　明美（旧姓丹後）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８６号
滋賀県高島市今津町弘川77番地２
債務者　山本　千鶴
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０７号
大津市滋賀里３丁目27番１―302号　滋賀里特借宿舎
債務者　松尾　浩平
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９９号
大津市逢坂１丁目23番５号
債務者　冨士　邦彦
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０２号
滋賀県野洲市吉川2888番地
債務者　辻　　宗雄
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６０号
滋賀県守山市守山６丁目18番17―103号
債務者　西方　　崇
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２３号
奈良県桜井市大字桜井532番地の１
債務者　木全エミ子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６４０号
奈良市横井１丁目614番地の１　90号
債務者　本田みゆき
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６４５号
奈良県生駒市萩の台1002番地10
債務者　今西　啓祐
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２３０号
松江市宍道町宍道806番地
債務者　佐藤　澄子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４９６号
札幌市清田区平岡２条１丁目５番３―1003号
債務者　宮野　郁子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１６０号
北海道石狩市花川南２条１丁目23番地６シャトル21―101号
債務者　渡邉　博仁
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２４６号
札幌市手稲区富丘１条５丁目12番28号　アルデ15―206号
債務者　佐藤まり子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３５９号
札幌市白石区川下５条３丁目５番15号　スウィートホーム102号
債務者　石田　　勉
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３７２号
札幌市清田区清田６条４丁目９番18号
債務者　南　　達見
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部